

証券コード 3547
2023年2月10日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田一丁目7番6号
株式会社申カツ田中ホールディングス
代表取締役 坂 本 壽 男
社長 CEO

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主総会会場では新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための措置を講じる予定ではございますが、株主の皆様の安全を第一に考え、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年2月24日（金曜日）午後7時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年2月27日（月曜日）午前11時 開場午前10時30分
2. 場 所 東京都品川区西五反田七丁目22番17号
TOCビル 13階特別ホール134号会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第21期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役1名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://kushi-tanaka.co.jp/ir/library/meeting/>）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

次のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。新型コロナウイルス感染防止のため、当社はインターネット又は郵送による行使を推奨しております。

1 インターネットにより議決権を行使される場合

QRコードを読み取る方法

- ①同封の議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取る。
- ②画面の案内に従い、議案の賛否を入力。



パソコンによるアクセス方法

- ①議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセス。
- ②議決権行使書用紙に記載された、ログインIDおよび仮パスワードを入力。
- ③画面の案内に従い、仮パスワードを変更のうえ、議案の賛否を入力。

行使
期限

2023年2月24日(金曜日) 午後7時

※ご注意事項

書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

2 郵送により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に、各議案の賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

※議案につきまして、賛否の記載がない場合、“賛”の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使
期限


2023年2月24日(金曜日) 午後7時 必着

3 株主総会へ出席する場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)



スマート行使でのスマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
 **0120(652)031** 受付時間 9:00 ~ 21:00

その他のご照会

三井住友信託銀行 証券代行部
 **0120(782)031** 受付時間 9:00 ~ 17:00 土日休日を除く

(添付書類)

事業報告

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、まん延防止等重点措置が発出されましたが、感染者数の減少に伴い3月下旬に全面解除となったことから、景気回復の動きがみられました。しかしながら、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や資源価格の高騰などの社会情勢不安が続いていること、7月からはオミクロン株のBA.5系統への置き換わりが進み、多くの地域において過去最多の感染者数を更新したことに加え、急激に進んだ円安や人手不足によるコスト増加など、国内における経済の見通しは依然として厳しい状況が続いております。

外食産業におきましては、2021年10月に緊急事態宣言が解除されたことから、行動制限が徐々に緩和され、経済活動の緩やかな回復傾向がみられましたが、2022年1月より変異株であるオミクロン株の感染が拡大したため、複数の自治体にまん延防止等重点措置の適用が決定されたことやオミクロン株のBA.5系統による新規感染者数が増加した7月後半以降の客足の鈍化に加え、資源価格や原材料の高騰などにより営業活動に甚大な影響を受けております。

このような状況のなか、「全国1,000店舗体制を構築し、串カツ田中の串カツを日本を代表する食文化とする」という長期的な目標に向け、おもてなしの徹底と楽しいひとときの提供を再度重要視し営業するとともに、業務効率化や食品ロス削減を目的としたAIを用いた自動発注サービス「HANZO」の直営全店舗導入や人手不足解消・省人化を目的とした店舗運営支援アプリ「V-Manage」を開発するなど、資源価格や原材料の高騰及び人手不足によるコスト増加に対応し、持続的な成長に向けた施策を実行するほか、需要の高いテイクアウト、デリバリーへの対応の継続及び取り扱い店舗の拡充、自社ホームページで2021年4月から開始した冷凍串カツのインターネット通信販売の拡充に取り組んでまいりました。さらに、非アルコール業態の「鳥と卵の専門店鳥玉」の出店、アルコール比率を低くし若い世代や女性をターゲットとして開発した新業態「タレ焼肉と包み野菜の専門店

焼肉くるとん」やアメリカにカツサンドを中心としたカフェ業態「TANAKA」を出店するなど、中長期的な成長に向けた取り組みを行ってまいりました。

当連結会計年度の店舗の出店状況は、以下のとおりであります。

ブランド	期首	新店	退店	業態変更	合計
申カツ田中	305	19	13	△1	310
鳥と卵の専門店鳥玉	3	1	1	—	3
タレ焼肉と包み野菜の専門店 焼肉くるとん	—	1	—	2	3
TANAKA	—	1	—	—	1
その他	1	—	—	△1	—
合計	309	22	14	—	317

以上の結果、売上高は10,919,180千円（前連結会計年度比119.1%増）、売上総利益は6,999,379千円（同133.4%増）、販売費及び一般管理費は7,168,560千円（同28.4%増）となり、営業損失は169,180千円（前連結会計年度は営業損失2,582,518千円）、経常利益は1,399,157千円（前連結会計年度は経常損失504,500千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は743,085千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失577,182千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、直営店10店舗の新規出店及び業態変更2店舗の実施に伴い、設備投資総額419,475千円となりました。なお、設備投資総額には、差入保証金を含めております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、金融機関より長期借入金1,050,000千円を借入れました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

「(10) 重要な親会社及び子会社の状況 ③ 重要な子会社及び関連会社の状況」をご参照ください。

(8) 対処すべき課題

当社グループは「どんな時代においても必要とされる会社・組織・人材になる」を企業理念に掲げております。各社はこの企業理念のもと「申カツ田中」、「焼肉くるとん」、「鳥玉」の事業ブランドを通じて、おもてなしの徹底とより多くのお客様が笑顔になる楽しいひとときを提供するべく、各事業ブランドのチェーン展開を目指しております。

長期的には、主力ブランドである申カツ田中を「全国1,000店舗体制を構築し、申カツ田中の申カツを日本を代表する食文化とする」ことを目標とし、顧客満足度の追求とさらなる企業価値の向上に尽力し、従業員、顧客及び株主等のステークホルダーの利益最大化の実現に努めてまいります。

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せないことに加え、資源価格の高騰、急激に進んだ円安や人手不足によるコスト増加など、外食産業を取り巻く環境は不透明な状況が続くと考えております。

当社グループでは、ウィズコロナの新たな段階への移行が進むなかで、持続的な事業の継続と成長の実現、収益基盤の強化のために、以下の項目を対処すべき重要な経営課題として考えております。

① ウィズコロナにおける売上の維持・向上

外食産業は、個人消費の動向に影響を受けやすく、また参入が比較的容易であることから、企業間競争は激化する傾向にあります。そのなかで当社グループは、大阪伝統の味申カツにこだわり、また、接客サービスにこだわり、他社と差別化することで店舗収益を確保しております。今後も商品・サービス・クレンジングをブラッシュアップすることを前提に、「More fun More fan～もっと楽しくもっとファンに～」の考えのもと、従業員とお客様を笑顔にする施策を実行してまいります。具体的には、従業員に対し、笑顔への先行投資、エンゲージメント向上、精神的・金銭的報酬の向上を実現します。一方、お客様に対し、ロイヤルティプログラム、地域密着コミュニティ及びカスタマー・リレーションシップ・マネジメント基盤の構築運用を実現します。このような取り組みを通じて、店舗収益力の維持、向上を図っていく方針です。

② ビジネス基盤の再構築

当社グループは、資源価格や原材料の高騰及び人手不足によるコスト増加といった課題に直面しています。コスト構造の適正化を図るため、物流改善、DXによる食品ロスの削減、業務の効率化及び人手不足の解消・省人化により原価低減を実現するとともに、求人媒体による採用活動だけでなくリファラル採用に力を入れるなど、採用の多様化

や採用コストの抑制にも積極的に取り組んでまいります。

③ 新規出店の継続、出店エリアの拡大

当社グループは、主として大阪伝統の串カツ専門店の「串カツ田中」という外食店舗（居酒屋）を全国展開しております。新たな収益獲得のため、串カツ田中を社会に認知してもらうべく、新規出店を継続し、出店エリアの拡大を図っております。また、事業領域の拡大のため、新業態の「鳥玉」、「焼肉くるとん」の出店を積極的に行う予定であります。そのために、物件情報の取得及び物件開発の人員確保等、社内体制の強化に取り組んでまいります。

④ 衛生・品質管理の強化、徹底

外食産業においては、食中毒事故の発生や偽装表示の問題等により、食材の安全性に対する社会的な要請が強くなっております。当社グループの各直営店舗及びフランチャイズの各店舗では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、定期的に本社人員による店舗監査、外部機関による食品工場への監査、店舗調査及び衛生検査等を行っており、今後も法令改正等に対応しながら衛生・品質管理体制のさらなる強化を図っていく方針です。

⑤ 人材採用・教育強化

当社グループの他社との差別化の源泉は接客サービスであり、今後の成長には、優秀な人材の確保が必要不可欠であると考えております。当社グループの企業理念を理解し、賛同した人材の採用・定着を最重要課題とし、人材の確保に積極的に取り組んでまいります。従業員満足を実現することが、その先の顧客満足を生み出すと考え、人事戦略として、従業員が笑顔で楽しくやりがいを感じて働ける環境を整備しております。

環境整備の一つとして、各店の社員数を拡充することで、外食産業では難しいとされる週休2日制(連休)を導入しております。また、各店でキャンペーン等の売上高を競うことで、自主的に販促方法の検討を促し、仕事を通じてやりがいを感じられるようにしております。さらに、定期的に売上や費用項目(人件費等)等の予算達成率等の成績、衛生検査・覆面調査等の成績を数値化し、公平公正な評価制度を運用することで、従業員の努力が目に見える形で還元される仕組みを構築しております。

人材教育に関しては、各役職・階層別に応じた研修プログラムを充実させ、特に重要な位置づけとなる店長に対しては教育プログラムを強化し、店舗運営力のさらなる向上に取り組んでまいります。

また、事業の長期的な発展という観点から、従業員との長期的なパートナーシップを

築くため、社員独立支援制度を整備しております。

その他、外食産業に限らない経験豊富な人材の招聘などにより、変化する経営環境に対し柔軟に対応できる組織を目指しております。

⑥ 経営管理体制の強化

当社グループは、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業集団となるために、コーポレートガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、さらなる企業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充し、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び全従業員に対する継続的な啓蒙、教育活動を行っていく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年11月期 第18期	2020年11月期 第19期	2021年11月期 第20期	2022年11月期 (当連結会計年度) 第21期
売上高	10,010,928 千円	8,706,996 千円	4,983,871 千円	10,919,180 千円
経常利益又は経常損失 (△)	781,205 千円	296,023 千円	△504,500 千円	1,399,157 千円
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	455,401 千円	△199,708 千円	△577,182 千円	743,085 千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	49.51 円	△21.81 円	△63.76 円	81.29 円
総資産	5,578,780 千円	7,920,408 千円	6,723,546 千円	7,603,143 千円
純資産	2,800,839 千円	1,842,502 千円	1,177,218 千円	1,939,343 千円
1株当たり純資産額	301.68 円	203.64 円	129.29 円	211.69 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式数により算定しております。
2. 第19期及び第20期は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う営業自粛要請等により、大きく影響を受けております。
3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しておりますが、これによる損益、利益剰余金期首残高及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との取引に関する事項

ア. 取引の内容

当社は、店舗の賃借料について、当社の親会社等である貫啓二氏から債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引に当たっては、当該取引の必要性、取引条件等に留意し、公正かつ適正に判断しております。

ウ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、保証料の支払がなく、第三者との通常取引に照らし相当であると認められたことから、当社の利益を害さないと判断しております。

エ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③ 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
<子会社>			
株式会社申カツ田中	10,000千円	100%	飲食店の経営
株式会社セカンドアロー	10,000千円	100%	飲食店の経営
TANAKA INTERNATIONAL,INC.	10千米ドル	80%	飲食店の経営
株式会社ジーティーデザイン	40,000千円	100%	内装仕上工事
<関連会社>			
株式会社Restartz	100,000千円	45%	システムの企画・開発・販売

(注) 株式会社ジーティーデザインは、2022年10月20日に設立しております。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、全国1,000店舗体制を構築し、申カツ田中の申カツを日本を代表する食文化にすることを目標とし、主に申カツ田中のブランドを全国において飲食事業を展開しております。

(12) 主要な営業所及び工場

① 当社

本社	東京都品川区
----	--------

② 子会社

株式会社申カツ田中	本社	東京都品川区
	店舗	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、群馬県、愛知県、岐阜県、大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、福岡県、奈良県、宮城県
株式会社セカンドアロー	本社	東京都品川区
	店舗	東京都、神奈川県、埼玉県、愛知県、宮城県

(13) 従業員の状況 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
436 (202) 名	9名減 (1名増)	29.8歳	3.2年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト)は、年間平均雇用人員(1日1人8時間換算)を()外数で記載しております。

(14) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,141,430 千円
株式会社三井住友銀行	1,099,964
株式会社三菱UFJ銀行	575,030

(15) その他企業集団の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 28,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,399,480株(自己株式238,206株を含む)
- (3) 株主数 13,509名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ノ ー ト	3,091 千株	33.73 %
貫 啓 二	834	9.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	674	7.36
田 中 洋 江	350	3.82
貫 花 音	269	2.93
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	152	1.66
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	95	1.04
MSCO CUSTOMER SECURITIES	77	0.84
大 須 賀 伸 博	49	0.53
谷 川 佑 隆	46	0.50

- (注) 1. 当社は自己株式238,206株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2022年3月15日開催の取締役会の決議に基づいて、当社取締役(社外取締役除く)及び子会社の取締役に対し譲渡制限付株式報酬として32,000株の自己株式(総額60,768千円)を処分いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有する新株予約権の状況
記載すべき事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の状況
記載すべき事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2022年11月30日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
貫 啓 二	取締役会長	株式会社ノート 代表取締役 株式会社セカンドアロー 取締役 TANAKA INTERNATIONAL,INC. Director
坂 本 壽 男	代表取締役社長 CEO	株式会社申カツ田中 代表取締役社長 株式会社セカンドアロー 取締役 株式会社ジーティーデザイン 代表取締役社長
大須賀 伸 博	取締役副社長 COO	株式会社申カツ田中 取締役副社長 株式会社セカンドアロー 代表取締役社長 株式会社Restartz 取締役 株式会社ジーティーデザイン 取締役
田 中 洋 江	取締役	
赤羽根 靖 隆	取締役	特定非営利活動法人BHNテレコム支援協議会 理事
石 原 直 樹	取締役	
西 川 勝 久	常勤監査役	株式会社申カツ田中 監査役 株式会社セカンドアロー 監査役 株式会社ジーティーデザイン 監査役
佐 藤 信 之	監査役	株式会社epoc 代表取締役 株式会社epocトレーディング 代表取締役 株式会社ギフト 社外取締役(監査等委員)
黒 瀬 信 義	監査役	柏木商事株式会社 執行役員

- (注) 1. 取締役赤羽根靖隆氏及び取締役石原直樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役西川勝久氏、監査役佐藤信之氏及び監査役黒瀬信義氏は、社外監査役であります。
3. 監査役西川勝久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有するものであります。
4. 監査役佐藤信之氏は、経営者としての知識・経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役赤羽根靖隆氏、取締役石原直樹氏、監査役西川勝久氏、監査役佐藤信之氏及び監査役黒瀬信義氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約は、会社法第423条第1項の社外取締役及び社外監査役の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補されることとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社のすべての取締役・監査役であり、そのすべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当社の役員報酬の決定方針は次のとおりであります。

ア. 当社業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した役員報酬とし、株主と価値観を共有するものとする。

イ. 当社役員の役割及び職責に相応しい水準とする。

ウ. 社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会（取締役会の任意の機関）に一任することで、公正性・透明性・客観性を確保する。

取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、取締役会により一任された任意の指名・報酬委員会において上記の決定方針に基づき決定しております。

監査役の個人別の報酬等の額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務等を考慮し、定額報酬のみとし、監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年2月2日開催の臨時株主総会で決議された年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該

臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。また、これまでの現金固定報酬に加え、譲渡制限付株式報酬を2020年2月27日開催の定時株主総会にて決議し、年額60,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役の員数は2名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、2015年2月2日開催の臨時株主総会で決議された年額40,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき任意の指名・報酬委員会が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、決定方針に基づき決定することにあります。

これらの権限を委任した理由は、取締役の指名及び報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることにあります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は基本的にその決定を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

指名・報酬委員会は取締役会が選定する3名以上の取締役で構成することとし、その過半数は独立社外取締役としております。また、委員長は原則として独立社外取締役より選定いたします。

<指名・報酬委員会>

地位及び担当	氏名
取締役（社外取締役）	赤羽根 靖 隆（委員長）
取締役（社外取締役）	石 原 直 樹
代表取締役社長 CEO	坂 本 壽 男

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	111,722 (5,071)	96,866 (4,800)	14,855 (271)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	10,488 (10,488)	10,488 (10,488)	—	3 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 非金銭報酬等は、譲渡制限株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載していません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	兼務先	当該他の法人等との関係
取締役 赤羽根 靖 隆	特定非営利活動法人BHNテレコム支援協議会 理事	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 石原 直 樹	該当事項はありません。	
監査役 西川 勝 久	株式会社申カツ田中 監査役 株式会社セカンドアロー 監査役 株式会社ジーティーデザイン 監査役	株式会社申カツ田中、株式会社セカンドアロー及び株式会社ジーティーデザインは当社100%出資の子会社であります。
監査役 佐藤 信 之	株式会社epoc 代表取締役 株式会社epocトレーディング 代表取締役 株式会社ギフト 社外取締役 (監査等委員)	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。
監査役 黒瀬 信 義	柏木商事株式会社 執行役員	当社と兼務先との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 赤羽根 靖 隆	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。上場会社の代表取締役を務めた経験をはじめとした豊富な事業経験に基づいて意見や助言を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。
取締役 石 原 直 樹	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。外食企業の代表取締役を務めた経験をはじめとした豊富な事業経験に基づいて意見や助言を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。
監査役 西 川 勝 久	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的な見地からの意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要な事項の協議等を行っております。
監査役 佐 藤 信 之	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。外食事業関連の上場会社の役員経験及び豊富な事業経験に基づいて意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要な事項の協議等を行っております。
監査役 黒 瀬 信 義	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。外食事業関連企業の役職者としての知識・経験に基づいて意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要な事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 史彩監査法人

2022年2月25日開催の第20回定時株主総会において、新たに史彩監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	史彩監査法人	EY新日本 有限責任監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円	2,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円	2,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人が適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社グループの業務の適正を確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。(決議日2018年7月13日)

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」を定め、取締役会規程をはじめとする社内規程を整備し、役職員に周知徹底させることとします。
監査役は、取締役会及び重要な会議に出席し、会社の意思決定の過程及びその結果が法令及び定款に適合しているかを監査することとします。
また、内部監査室は、代表取締役社長直轄の部門として、社内における職務の執行が社内規程に適合しているかを監査することとします。
なお、取締役及び使用人の不正もしくは法令違反等を発見した場合などについては通常の伝達系統とは別に内部通報窓口を設置し、体制を整備することとします。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループは、取締役会議事録、その他重要な書類のうち取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理をすることとします。
また、文書管理部署である管理部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対し、何時でもこれらの文書を閲覧に供することとします。
さらに、子会社の営業・財務状況を日々確認できる体制を整備しており、取締役会において子会社の業務執行についての報告を受けております。
なお、情報の漏えいや不正使用の防止及び情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努めることとします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループでは、リスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス、衛生管理、品質、環境、災害、情報セキュリティ等に係るリスクについて、それぞれ担当者を定め、想定しうるリスクに対しては、毎週開催される幹部会において報告し、情報を共有することとします。
また、実際にリスクが顕在化した場合には、その対応策を幹部会で討議し、代表取締役

社長の命により直ちに対応することとします。

また、コンプライアンス・リスク管理委員会の開催（3ヵ月毎）により、網羅的で組織的な法令順守・リスク管理体制を確立いたします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、毎月1回定例で取締役会を開催するとともに、機動的に意思決定を行うため、臨時に取締役会を開催していますが、取締役会による決定を要しない事項については、幹部会において議論し、決定することとします。

また、日常の職務執行においては、執行役員その他の責任者に権限を委譲し、各責任者が機動的かつ効率的に業務を執行することとします。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、常設で人員を配置することとします。

当該使用人の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努めるものとし、

また、監査役から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないこととします。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社グループの取締役会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人からその説明を求めることとします。

当社グループの取締役又は使用人は、監査役の求めに応じて、必要な説明及び情報提供を行うこととします。

また、当社グループの取締役及び使用人は、職務執行に関して法令及び定款に違反する、又は、そのおそれがある事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等を、発見し次第、遅滞なく監査役に報告することとします。

⑦ 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、内部通報をしたことを理由として通報者に対し、不利益な取扱いを行

うことを禁止し、その旨を当社内の取締役及び役職者に徹底することとします。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、意見交換を行うこととします。

また、内部監査室長及び会計監査人と定期的に会合を持ち、内部監査及び会計監査の過程で発見された問題点について意見の交換を行うこととします。

なお、常勤監査役は本社の事務室内に席を置き、日常レベルで業務の遂行を把握することとします。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の適正性を確保するために、全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の整備状況を確認し、その有効性を評価し、さらに、決算・財務報告に係る内部統制の有効性を確かめることとします。

- ⑪ 反社会的勢力を排除するための体制

当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる企業もしくは団体等であると判明した場合には取引を解消することとします。

また、新規の取引を開始するにあたっては、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認したうえで開始することとします。

万が一、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、警察、顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、被害等の拡大を防ぐこととします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 情報の保存及び管理

文書管理規程等の社内規程に基づき取締役会及び重要な会議の議事録作成を行うとともに保存管理の徹底を図っております。記録文書は、取締役、監査役の求めがあれば随時、閲覧提供しております。

② 取締役会

定例取締役会（毎月1回開催）においては、会社の経営に関わる重要事項及び重要規程の改定について付議され、決議しております。その他の事項は社内規程に則り決定し、その内容は翌月の取締役会において取締役及び監査役に報告しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。

④ 監査役の職務の執行について

取締役会には監査役全員が、重要な会議には常勤監査役が出席し、業務の執行状況を確認しております。また、代表取締役及び内部監査室と定期的な意見交換も実施いたしました。

⑤ コンプライアンス・リスク管理体制について

「コンプライアンス・リスク管理委員会」を開催し、子会社を含む当社グループのリスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>    |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,173,179</b> | <b>流動負債</b>      | <b>3,913,301</b> |
| 現金及び預金          | 3,124,577        | 買掛金              | 690,645          |
| 売掛金             | 625,796          | 短期借入金            | 533,340          |
| 商品及び製品          | 13,758           | 1年内返済予定の長期借入金    | 1,246,494        |
| 原材料及び貯蔵品        | 70,044           | 未払金              | 159,528          |
| 未収入金            | 96,611           | 未払費用             | 362,392          |
| その他             | 243,141          | 未払法人税等           | 416,232          |
| 貸倒引当金           | △749             | 賞与引当金            | 87,000           |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,429,963</b> | 店舗閉鎖損失引当金        | 10,170           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,251,425</b> | その他              | 407,497          |
| 建物及び構築物         | 1,970,833        | <b>固定負債</b>      | <b>1,750,498</b> |
| 機械及び装置          | 129,402          | 長期借入金            | 1,224,080        |
| 工具、器具及び備品       | 148,805          | 資産除去債務           | 257,418          |
| その他             | 2,383            | その他              | 269,000          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>8,868</b>     | <b>負債合計</b>      | <b>5,663,799</b> |
| ソフトウェア          | 8,868            | <b>(純資産の部)</b>   |                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,169,669</b> | <b>株主資本</b>      | <b>1,939,343</b> |
| 関係会社株式          | 86,103           | 資本金              | 305,961          |
| 長期貸付金           | 226,358          | 資本剰余金            | 844,338          |
| 長期前払費用          | 57,761           | 利益剰余金            | 1,172,650        |
| 差入保証金           | 718,163          | 自己株式             | △383,606         |
| 繰延税金資産          | 167,457          | <b>純資産合計</b>     | <b>1,939,343</b> |
| その他             | 25               | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>7,603,143</b> |
| 貸倒引当金           | △86,200          |                  |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>7,603,143</b> |                  |                  |

# 連結損益計算書

(2021年12月1日から  
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             |       | 金 額       |            |
|-----------------|-------|-----------|------------|
| 売上              | 高価    |           | 10,919,180 |
| 売上              | 原価    |           | 3,919,800  |
| 販売費及び一般管理費      | 総利益   |           | 6,999,379  |
| 営業損             | 損失(△) |           | 7,168,560  |
| 営業外収益           |       |           | △169,180   |
| 受取利息及び配当金       |       | 3,947     |            |
| 協賛金収入           |       | 74,548    |            |
| 助成金の収入          |       | 1,475,012 |            |
| その他             |       | 132,705   | 1,686,214  |
| 営業外費用           |       |           |            |
| 支払利息            |       | 17,940    |            |
| 関係会社貸倒引当金繰入額    |       | 86,200    |            |
| 持分法による投資損失      |       | 4,760     |            |
| その他             |       | 8,975     | 117,876    |
| 経常利益            |       |           | 1,399,157  |
| 特別利益            |       |           |            |
| 固定資産売却益         |       | 1,170     | 1,170      |
| 特別損失            |       |           |            |
| 固定資産除却損失        |       | 1,439     |            |
| 減損損失            |       | 160,959   |            |
| 店舗閉鎖損失          |       | 9,544     |            |
| 店舗閉鎖損失引当金繰入額    |       | 10,170    | 182,114    |
| 税金等調整前当期純利益     |       |           | 1,218,213  |
| 法人税、住民税及び事業税    |       |           | 400,728    |
| 法人税等調整額         |       |           | 74,399     |
| 当期純利益           |       |           | 743,085    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       |           | 743,085    |

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から  
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

|                 | 株 主 資 本 |         |           |          |           | 純資産合計     |
|-----------------|---------|---------|-----------|----------|-----------|-----------|
|                 | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式     | 株主資本合計    |           |
| 当期首残高           | 305,961 | 828,388 | 520,618   | △477,749 | 1,177,218 | 1,177,218 |
| 当期変動額           |         |         |           |          |           |           |
| 剰余金の配当          |         |         | △91,052   |          | △91,052   | △91,052   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         |         | 743,085   |          | 743,085   | 743,085   |
| 自己株式の取得         |         |         |           | △48      | △48       | △48       |
| 自己株式の処分         |         | 15,950  |           | 94,192   | 110,142   | 110,142   |
| 当期変動額合計         | —       | 15,950  | 652,032   | 94,143   | 762,125   | 762,125   |
| 当期末残高           | 305,961 | 844,338 | 1,172,650 | △383,606 | 1,939,343 | 1,939,343 |

# 連結注記表

(2021年12月1日から  
2022年11月30日まで)

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社  
連結子会社の名称 株式会社申カツ田中  
株式会社セカンドアロー  
株式会社ジーティーデザイン

当連結会計年度より、2022年10月20日に新たに設立した株式会社ジーティーデザインを連結の範囲に含めております。

- (2) 非連結子会社の名称等  
TANAKA INTERNATIONAL,INC.  
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数 1社  
会社等の名称 株式会社Restartz
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社の会社等の名称  
TANAKA INTERNATIONAL,INC.  
(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の直近の四半期決算を基にした仮決算により作成した計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

イ 商品及び製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

ロ 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物（建物附属設備を含む）は、定額法によっております。

（ただし、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備については定率法）

その他の有形固定資産は、定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年～24年

機械及び装置 5年～8年

工具、器具及び備品 2年～8年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ③ 長期前払費用  
定額法によっております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

#### ③ 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる損失見込額を計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### ① 直営店売上

店舗における顧客からの注文に基づき飲食サービスを提供することによる売上であります。顧客に飲食サービスを提供し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

#### ② FC商品売上

フランチャイズ店に対して商品を提供することによる売上であります。フランチャイズ店に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

#### ③ その他の売上

FCロイヤリティ収入については、フランチャイズ店の売上高に一定の割合を乗じて測定し、その売上高の発生時点で収益を認識しております。また、フランチャイズ本部として



フランチャイズ加盟者から收受する加盟金については、店舗の開店時に履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

- (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項  
外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 追加情報

### 資金の貸付

当社は、2022年10月14日開催の取締役会におきまして、非連結子会社であるTANAKA INTERNATIONAL,INC.に対して、以下のとおり資金の貸付を実行することを決議しました。

|      |                 |
|------|-----------------|
| 貸付金額 | 810,000米ドル      |
| 貸付日  | 2023年2月（予定）     |
| 利率   | 市場金利を勘案して合理的に決定 |
| 資金用途 | 設備投資資金          |

## 会計方針の変更に関する注記

### （収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の利益剰余金期首残高に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用による当連結会計年度の損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

### （時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会

計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|           | 連結貸借対照表計上額 | 減損損失計上額 |
|-----------|------------|---------|
| 店舗に係る固定資産 | 2,257,754  | 160,959 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、減損の兆候がある店舗について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は店舗の使用価値により測定され、使用価値がマイナスとなった場合には回収可能価額を零として算定しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

店舗の継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは、翌連結会計年度については取締役会によって承認された予算や外部要因に関する情報、その後の期間については過去の実績を加味した売上高見込みに基づき算定しております。使用価値の見積りにおける主要な仮定は、翌連結会計年度の予算及びその後の計画における売上高見込みであります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより店舗の収益が悪化した場合、翌連結会計年度において新たに減損の兆候が識別され、減損損失を計上する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 167,457千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に定める会社分類に基づき、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは、翌連結会計年度については取締役会によって承認された予算や外部要因に関する情報、その後の期間については過去の実績を加味した売上高見込みに基づき算定しております。課税所得の見積りにおける主要な仮定は、事業会社である株式会社申カツ田中の翌期予算における売上高見込みであります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、課税所得の実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより店舗の収益が悪化した場合、翌連結会計年度において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

1,689,454千円

## 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所   | 用途      | 種類          |
|------|---------|-------------|
| 東京都  | 店舗（5店舗） | 建物及び構築物、その他 |
| 神奈川県 | 店舗（2店舗） | 建物及び構築物、その他 |
| 埼玉県  | 店舗（2店舗） | 建物及び構築物、その他 |
| 千葉県  | 店舗（1店舗） | 建物及び構築物、その他 |
| 福岡府  | 店舗（1店舗） | 建物及び構築物、その他 |
| 宮城県  | 店舗（1店舗） | 建物及び構築物、その他 |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び退店の意思決定を行った資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（160,959千円）として特別損失に計上しております。

その種類ごとの主な内訳は以下のとおりであります。

|           |           |
|-----------|-----------|
| 建物及び構築物   | 137,505千円 |
| 機械及び装置    | 16,315千円  |
| 工具、器具及び備品 | 6,746千円   |
| 長期前払費用    | 392千円     |

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 9,399,480株
2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式 238,206株

### 3. 当連結会計年度に行った剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2022年2月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 91,052         | 10.00           | 2021年11月30日 | 2022年2月28日 |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2023年2月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 91,612         | 10.00           | 2022年11月30日 | 2023年2月28日 |

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 28,800株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に店舗の新規出店に必要な資金を設備投資計画に照らして、必要性を勘案し調達しております。

資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し、デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

長期貸付金は、関係会社に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗賃貸取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、1ヵ月以内又は45日以内の支払期日であります。

借入金は、店舗の新規出店に必要な資金を調達したものであり、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権及び差入保証金については、取引開始時に取引先の信用判定を行うとともに、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。また、契約更新時その他適宜取引先の信用状況の把握に努めております。

長期貸付金は、財務状況等を定期的にモニタリングして回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

財務課が適時に資金繰り表を作成・更新するとともに、適切な手許流動性を確保すること等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
 なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません(注1)を参照ください。

|               | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 長期貸付金     | 226,358            |            |            |
| 貸倒引当金(※1)     | △86,200            |            |            |
|               | 140,158            | 139,038    | △1,119     |
| (2) 差入保証金     | 718,163            | 623,956    | △94,207    |
| 資産計           | 858,322            | 762,994    | △95,328    |
| (1) 長期借入金(※2) | 2,470,574          | 2,447,562  | △23,011    |
| 負債計           | 2,470,574          | 2,447,562  | △23,011    |

(※) 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※1) 長期貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(注1) 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分          | 連結貸借対照表計上額(千円) |
|-------------|----------------|
| 関係会社株式(非上場) | 86,103         |

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

|          | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 預金       | 2,998,901    | —                   | —                    | —            |
| 売掛金      | 625,796      | —                   | —                    | —            |
| 未収入金     | 96,611       | —                   | —                    | —            |
| 長期貸付金    | —            | 226,358             | —                    | —            |
| 差入保証金(※) | 5,000        | 83,489              | 81,294               | 30,636       |
| 合計       | 3,726,309    | 309,847             | 81,294               | 30,636       |

(※) 差入保証金のうち、現時点において償還予定が確定していないものについては、記載しておりません。



(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 長期借入金 | 1,246,494    | 696,686             | 417,394             | 102,500             | 7,500               |
| 合計    | 1,246,494    | 696,686             | 417,394             | 102,500             | 7,500               |

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価 (千円) |           |      |           |
|-------|---------|-----------|------|-----------|
|       | レベル1    | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期貸付金 | —       | 139,038   | —    | 139,038   |
| 差入保証金 | —       | 623,956   | —    | 623,956   |
| 資産計   | —       | 762,994   | —    | 762,994   |
| 長期借入金 | —       | 2,447,562 | —    | 2,447,562 |
| 負債計   | —       | 2,447,562 | —    | 2,447,562 |

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

差入保証金

差入保証金の時価については、想定した賃貸契約期間に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、決算日現在の国債利率で割り引いて算定する方法によっております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度    |
|---------------|------------|
| 直営店売上         | 8,296,460  |
| FC商品売上        | 1,865,843  |
| FCロイヤリティ収入    | 397,671    |
| その他           | 359,203    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 10,919,180 |
| その他収益         | —          |
| 外部顧客との売上高     | 10,919,180 |

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約残高等

契約残高の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度期末残高 |
|---------------|-------------|-------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 494,865     | 625,796     |
| 契約負債          | 39,102      | 21,822      |

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格は、契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

#### 一株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 211円69銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 81円29銭  |

#### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>    |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,843,420</b> | <b>流動負債</b>      | <b>2,221,310</b> |
| 現金及び預金          | 888,088          | 短期借入金            | 533,340          |
| 営業未収入金          | 699,569          | 1年内返済予定の長期借入金    | 1,246,494        |
| 前払費用            | 140,653          | 未払金              | 15,421           |
| 未収入金            | 114,748          | 未払費用             | 77,534           |
| その他             | 359              | 未払法人税等           | 186,777          |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,579,162</b> | 未払消費税            | 127,490          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,354,901</b> | 預り金              | 8,139            |
| 建物及び構築物         | 2,156,192        | 前受収益             | 6,922            |
| 機械及び装置          | 136,164          | 賞与引当金            | 9,020            |
| 車両運搬具           | 1,720            | 店舗閉鎖損失引当金        | 10,170           |
| 工具、器具及び備品       | 60,824           | <b>固定負債</b>      | <b>1,476,573</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>7,995</b>     | 長期借入金            | 1,224,080        |
| ソフトウェア          | 7,995            | 資産除去債務           | 252,493          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,216,265</b> | <b>負債合計</b>      | <b>3,697,884</b> |
| 関係会社株式          | 130,758          | <b>(純資産の部)</b>   |                  |
| 関係会社長期貸付金       | 676,358          | <b>株主資本</b>      | <b>1,724,699</b> |
| 長期前払費用          | 53,817           | 資本金              | 305,961          |
| 差入保証金           | 686,139          | 資本剰余金            | 844,338          |
| 繰延税金資産          | 48,392           | 資本準備金            | 105,961          |
| 貸倒引当金           | △379,200         | その他資本剰余金         | 738,377          |
| <b>資産合計</b>     | <b>5,422,583</b> | 利益剰余金            | 958,005          |
|                 |                  | その他利益剰余金         | 958,005          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金          | 958,005          |
|                 |                  | 自己株式             | △383,606         |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>     | <b>1,724,699</b> |
|                 |                  | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>5,422,583</b> |

# 損益計算書

(2021年12月1日から  
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 |   | 金 額     |           |
|-----|---|---------|-----------|
| 営   | 業 |         | 2,585,996 |
| 営   | 業 |         | 2,032,469 |
| 営   | 業 |         | 553,526   |
| 受   | 取 | 5,507   |           |
| 協   | 賛 | 94,241  |           |
| そ   | の | 36,773  | 136,522   |
| 営   | 業 |         |           |
| 支   | 払 | 17,940  |           |
| 関   | 係 | 287,200 |           |
| そ   | の | 4,163   | 309,303   |
| 経   | 常 |         | 380,745   |
| 特   | 別 |         |           |
| 固   | 定 | 1,170   | 1,170     |
| 特   | 別 |         |           |
| 固   | 定 | 6,694   |           |
| 減   | 損 | 142,663 |           |
| 店   | 舗 | 10,170  |           |
| 関   | 係 | 863     | 160,392   |
| 税   | 引 |         | 221,523   |
| 法   | 人 |         | 172,100   |
| 法   | 人 |         | △6,373    |
| 当   | 期 |         | 55,797    |

# 株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から  
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

|             | 株主資本    |         |              |             |                             |             |          |            | 純資産合計     |
|-------------|---------|---------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|----------|------------|-----------|
|             | 資本金     | 資本剰余金   |              |             | 利益剰余金                       |             | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |           |
|             |         | 資本準備金   | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |          |            |           |
| 当期首残高       | 305,961 | 105,961 | 722,427      | 828,388     | 993,261                     | 993,261     | △477,749 | 1,649,861  | 1,649,861 |
| 当期変動額       |         |         |              |             |                             |             |          |            |           |
| 剰余金の配当      |         |         |              |             | △91,052                     | △91,052     |          | △91,052    | △91,052   |
| 当期純利益       |         |         |              |             | 55,797                      | 55,797      |          | 55,797     | 55,797    |
| 自己株式の<br>取得 |         |         |              |             |                             |             | △48      | △48        | △48       |
| 自己株式の<br>処分 |         |         | 15,950       | 15,950      |                             |             | 94,192   | 110,142    | 110,142   |
| 当期変動額合計     | —       | —       | 15,950       | 15,950      | △35,255                     | △35,255     | 94,143   | 74,837     | 74,837    |
| 当期末残高       | 305,961 | 105,961 | 738,377      | 844,338     | 958,005                     | 958,005     | △383,606 | 1,724,699  | 1,724,699 |

# 個別注記表

(2021年12月1日から  
2022年11月30日まで)

## 重要な会計方針

### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

### 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物（建物附属設備を含む）は、定額法によっております。

（ただし、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備については定率法）

その他の有形固定資産は、定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 5年～24年 |
| 機械及び装置    | 5年～8年  |
| 車両運搬具     | 6年     |
| 工具、器具及び備品 | 2年～8年  |

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 長期前払費用

定額法によっております。

### 3. 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

#### ③ 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる損失見込額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の主な収益は、子会社からの経営指導料及び不動産賃貸料であります。このうち、経営指導料については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際に行われた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 追加情報

資金の貸付に関する注記については、連結計算書類「連結注記表 追加情報」に記載した内容と同一であります。

### 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識すること



としております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の利益剰余金期首残高に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|           | 貸借対照表計上額  | 減損損失計上額 |
|-----------|-----------|---------|
| 店舗に係る固定資産 | 2,362,042 | 142,663 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 (固定資産の減損)」に記載した内容と同一であります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 48,392千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 (繰延税金資産の回収可能性)」に記載した内容と同一であります。

## 貸借対照表に関する注記

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額  | 1,399,887千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権・債務 |             |
| 短期金銭債権             | 780,808千円   |
| 短期金銭債務             | 79,154千円    |
| 長期金銭債権             | 676,358千円   |

## 損益計算書に関する注記

### 1. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所  | 用途      | 種類          |
|-----|---------|-------------|
| 東京都 | 店舗（5店舗） | 建物及び構築物、その他 |
| 群馬県 | 店舗（1店舗） | 建物及び構築物、その他 |
| 栃木県 | 店舗（1店舗） | 建物及び構築物、その他 |
| 大阪府 | 店舗（1店舗） | 建物及び構築物、その他 |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

退店の意思決定を行った資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（142,663千円）として特別損失に計上しております。

その種類ごとの主な内訳は以下のとおりであります。

|           |           |
|-----------|-----------|
| 建物及び構築物   | 124,604千円 |
| 機械及び装置    | 14,845千円  |
| 工具、器具及び備品 | 2,693千円   |
| 長期前払費用    | 519千円     |

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

|               |             |
|---------------|-------------|
| 2. 関係会社との取引高  |             |
| 営業取引による取引高の総額 |             |
| 営業収益          | 2,585,996千円 |
| 営業費用          | 215,897千円   |
| 営業取引以外の取引高の総額 | 4,800千円     |

### 株主資本等変動計算書に関する注記

|                        |          |
|------------------------|----------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 |          |
| 普通株式                   | 238,206株 |

### 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 繰延税金資産                |            |
| 未払事業税                 | 10,396千円   |
| 未払費用                  | 699千円      |
| 前受収益                  | 2,119千円    |
| 減損損失                  | 38,452千円   |
| 資産除去債務                | 77,313千円   |
| 一括償却資産損金算入限度超過額       | 1,672千円    |
| 貸倒引当金                 | 116,111千円  |
| 賞与引当金                 | 2,761千円    |
| 関係会社株式評価損             | 3,326千円    |
| その他                   | 33,505千円   |
| 繰延税金資産小計              | 286,359千円  |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △176,329千円 |
| 繰延税金資産合計              | 110,030千円  |
| 繰延税金負債                |            |
| 資産除去費用                | △54,209千円  |
| 為替差益                  | △7,429千円   |
| 繰延税金負債合計              | △61,638千円  |
| 繰延税金資産純額              | 48,392千円   |

## 関連当事者に関する注記

### 1. 役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

| 種類       | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%)          | 関連当事者との関係 | 取引の内容              | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|----------|------------|-----|--------------|-----------|----------------------------|-----------|--------------------|----------|----|----------|
| 役員及び主要株主 | 貫 啓二       | —   | —            | 当社取締役会長   | (被所有)<br>直接 9.1<br>間接 33.7 | —         | 当社不動産賃借契約の債務被保証(注) | 6,552    | —  | —        |

(注) 当社は、店舗の賃借料について、取締役会長貫啓二から債務保証を受けております。取引金額については、2021年12月1日から2022年11月30日までに支払った賃借料（消費税抜き）を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

### 2. 子会社

| 種類  | 会社等の名称又は氏名                 | 所在地    | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有割合(%) | 関連当事者との関係                      | 取引の内容                             | 取引金額(千円)                                     | 科目                                  | 期末残高(千円)                           |
|-----|----------------------------|--------|--------------|-----------|--------------|--------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|
| 子会社 | 株式会社申カツ田中                  | 東京都品川区 | 10,000       | 飲食店の経営    | 直接 100       | 経営管理<br>資金援助<br>設備賃貸借<br>役員の兼務 | 経営指導料<br>固定資産管理料<br>不動産転貸料<br>給与等 | 1,182,269<br>368,814<br>1,025,786<br>215,897 | 営業未収入金<br>未収入金<br>未払費用              | 685,928<br>30,468<br>66,993        |
| 子会社 | 株式会社セカンドアロー                | 東京都品川区 | 10,000       | 飲食店の経営    | 直接 100       | 経営管理<br>資金援助<br>設備賃貸借<br>役員の兼務 | 経営指導料<br>固定資産管理料<br>不動産転貸料        | 8,659<br>30<br>435                           | 営業未収入金<br>未収入金<br>関係会社長期貸付金<br>未払費用 | 10,037<br>49,955<br>450,000<br>271 |
| 子会社 | TANAKA INTERNATIONAL, INC. | オレゴン州  | 10千米ドル       | 飲食店の経営    | 直接 80        | 資金援助<br>役員の兼務                  | 資金の貸付                             | —                                            | 関係会社長期貸付金                           | 226,358                            |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針

- 上記取引について、持株会社である当社の運営費用及び業務内容又は一般取引条件を勘案し、決定しております。
- 株式会社セカンドアローへの貸付金に対して、当事業年度において201,000千円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。
- TANAKA INTERNATIONAL, INC.に対する貸付金の適用金利は、市場金利を勘案し決定することにしております。また、当事業年度において86,200千円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 一株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 6円10銭   |
| 1株当たり当期純利益 | 188円26銭 |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

---

(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2023年1月25日

株式会社申カツ田中ホールディングス  
取締役会 御 中

#### 史彩監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 伊藤 肇  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 田和大人  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社申カツ田中ホールディングスの2021年12月1日から2022年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社申カツ田中ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

(次頁に続く)

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 独立監査人の監査報告書

2023年1月25日

株式会社申カツ田中ホールディングス  
取締役会 御中

### 史彩監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 伊藤 肇  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 田和大人  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社申カツ田中ホールディングスの2021年12月1日から2022年11月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

(次頁に続く)

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、当社子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及びロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

(次頁に続く)

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月25日

株式会社申カツ田中ホールディングス 監査役会  
 社外監査役（常勤監査役） 西川 勝久 ㊟  
 社外監査役 佐藤 信之 ㊟  
 社外監査役 黒瀬 信義 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社の配当方針につきましては、事業拡大に対する資金需要、経営成績及び財政状態を総合的に勘案しながら、将来にわたる株主の皆様への安定した配当を継続して実施することを基本としております。

第21期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき10円  
総額91,612,740円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年2月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1)当社が、外食産業での店舗出店に伴う内装工事等を目的とする株式会社ジーティーデザインを設立したことに伴い、同社の事業目的を、当社の事業目的に追加・変更するものであります。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第18条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

| 現 行 定 款                                                                 | 変 更 案                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第2条 (条文省略)<br>1. ~ 5. (条文省略)<br>(新設)<br><u>6. 前各号に附帯する一切の業務</u> | (目的)<br>第2条 (現行どおり)<br>1. ~ 5. (現行どおり)<br><u>6. 内装仕上工事業、その他建設業</u><br><u>7. 前各号に附帯する一切の業務</u> |



(下線部は変更箇所)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(電子提供措置等の経過措置)</p> <p>第49条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2 本条は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</p> |



### 第3号議案 取締役1名選任の件

今後のコーポレート・ガバナンスの強化並びに経営体制の一層の充実を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                           | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社株式数(株) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| <p style="text-align: center;"> <small>こん どう あき ひと</small><br/>                     近藤 昭人<br/>                     (1971年10月27日生)                 </p> | <p>1995年9月 株式会社プロントコーポレーション 入社<br/>                     2014年1月 当社入社 執行役員<br/>                     2015年2月 当社取締役店舗開発部長<br/>                     2016年12月 当社取締役店舗企画部長<br/>                     2018年6月 当社取締役出店戦略部長<br/>                     2020年3月 株式会社平城苑 専務取締役<br/>                     2022年12月 当社入社 執行役員(現任)</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>                     近藤昭人氏は、当社グループ及び他社の飲食事業に長く携わり、同分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらを生かし、取締役として当社の重要な事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。</p> | 28,800           |

- (注) 1. 近藤昭人氏は、新任の取締役候補者であります。  
 2. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 3. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2022年11月30日現在のものであります。  
 4. 近藤昭人氏の取締役選任が承認可決された場合は、当社は近藤昭人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
 5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役佐藤信之氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、西田多嘉浩氏は、佐藤信之氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                              | 所有する<br>当社株式数(株) |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| にしだたかひろ<br>西田多嘉浩<br>(1987年5月25日生) | 2011年2月 新日本有限責任監査法人<br>(現EY新日本有限責任監<br>査法人) 入社<br>2018年8月 税理士法人西田経理事務<br>所 入社<br>2018年8月 西田トータルマネジメン<br>ト株式会社 入社<br>2018年8月 西田多嘉浩公認会計士事<br>務所 開設 | —                |
|                                   | <b>【監査役候補者とした理由】</b><br>西田多嘉浩氏は、公認会計士・税理士<br>としての専門的知識及び豊富な実務経験<br>を有しており、経営全般の監視と有効な<br>助言が期待できるため、監査役候補者と<br>いたしました。                           |                  |

- (注) 1. 西田多嘉浩氏は、新任の監査役候補者であります。  
 2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 3. 西田多嘉浩氏は、社外監査役候補者であります。  
 なお、当社は西田多嘉浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。  
 4. 西田多嘉浩氏の監査役選任が承認可決された場合は、当社は西田多嘉浩氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
 5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上



〈×モ欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

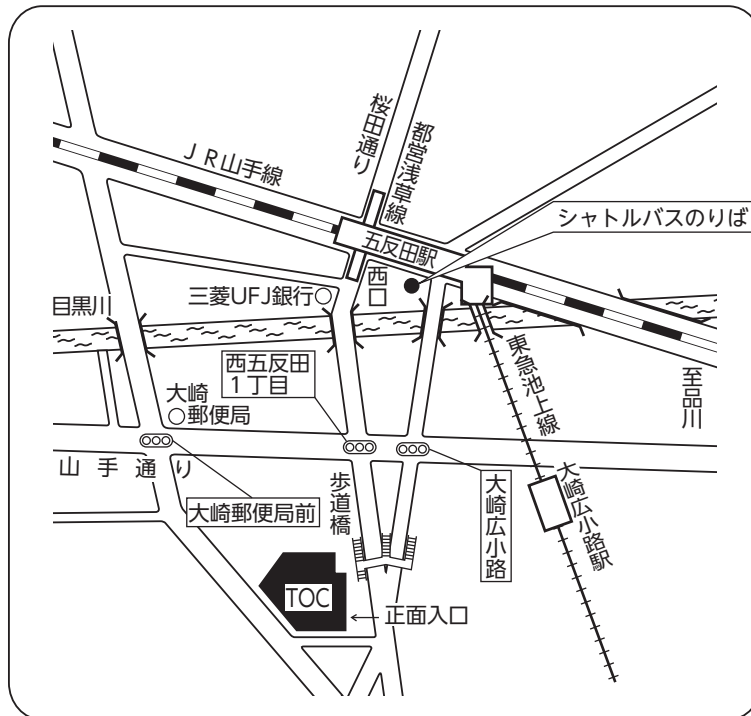
---

---

---

## 株主総会会場のご案内図

- 会場 東京都品川区西五反田七丁目22番17号  
TOCビル 13階特別ホール134号会議室



### [交通]

- ・ JR山手線、都営浅草線、東急池上線五反田駅より…徒歩20分  
五反田駅⇒TOCビル行き 無料シャトルバス…約8分  
(おおむね8分間隔でJR五反田駅西口 野村証券ビル前から発着しております。  
第2TOCビルでは降りず、終点のTOCビルでお降りください。)
- ・ 東急池上線大崎広小路駅より…徒歩15分